



◆ 伊丹市認可保育所設置・運営事業者募集に係る質問回答

| No. | 質問事項  | 回答   |
|-----|---|--|
| (1) | 建物についての質問ですが、木造、鉄骨などの指定は特に無いのでしょうか？(国の耐震基準は共にクリアできます)   | 関係法令の基準を満たしていれば、構造等の指定はありません。  |
| (2) | 建物の構造は軽量鉄骨または木造でも問題ありませんか。  | 軽量鉄骨又は木造等の指定はありません。  |
| (3) | 図面を提出した後、部屋の大きさや細微な図面変更などは可能でしょうか(大まかな設計には影響しない範囲)。<br>運動場の大きさの基準(二歳児以上3.3平米/1人)から遊具の面積は省かれて計算されるのでしょうか？  | 軽微な変更であれば可能ですが、必ず事前に市及び国と協議が必要となります。<br>運動場については全体の面積を基準とし、遊具等設置物の面積は考慮致しません。                                  |
| (4) | 事業予定地の西側、南側の市有地との境界について<br>現況での引渡となりますでしょうか。伊丹市で塀等は設けられますでしょうか。<br>現況での引渡として、同境界に沿って事業予定地に塀やフェンスを設ける場合、事業者負担かと思いますが、この場合の仕様については事業者の任意でよいでしょうか。 | 土地の形状については現況での引渡しとなり、伊丹市で塀やフェンスの設置は行いません。<br>子どもの安全確保・防犯対策などに考慮し、塀やフェンスの設置を計画の上、ご提案ください。ご認識のとおり、費用は事業者負担となります。 |
| (5) | 新規に設置するフェンスなどに高さの規定はあるか。  | No.(4)の回答をご参照ください。   |
| (6) | 計画土地に建築計画を作成する際に、採光・日影等の検討の為に、当該土地(全体)の地積測量図並びに敷地分筆予定範囲の線引図があれば教えてください。   | 地積測量図については、法務局で取得、閲覧してください。敷地分筆予定範囲は募集要項別紙1をご参照ください。   |
| (7) | 私有地全体(3140㎡)の境界確定図や測量図等があれば、ご提示いただきたい。  | 地積測量図については、法務局で取得、閲覧してください。  |
| (8) | 地中埋設物について<br>市立幼稚園解体時は、基本的に建物・塀の基礎等は撤去済みとの理解でよろしいでしょうか。留意すべき事項はございますでしょうか。  | 原則として、東側入口門柱及び園舎の基礎については撤去済みです。ただし、調書に記載の通り、地下埋設物・残存物があった場合の処理等については事業者の負担になります。                               |
| (9) | 緑幼稚園建設時の地質調査データを確認することは可能でしょうか。<br>また、既存建物解体において基礎、杭等は撤去済で地中障害はないという理解でよろしいでしょうか。   | 旧緑幼稚園建設時の地質調査報告書(紙ベース)閲覧は可能です。<br>基礎等についてはNo.(8)の回答をご確認ください。   |

| No.  | 質問事項  | 回答  |
|------|---|---|
| (10) | 「計画敷地面積は780㎡程度を目安とし、境界線は一部想定ラインを含んでおり、大幅な変更はできないものの、境界線を設定しなおすことは協議可能」とあるが、どの程度が許容されるものか、具体的なイメージがあればご提示いただきたい。   | 南側(市道大鹿4025号線)と接することは想定していないため、接しない区画(780㎡以内)でご提案ください。<br>ご提案いただいた整備計画を含めて事業計画を評価することとなります。 |
| (11) | <p>区画(想定敷地境界線)変更余地について質問させていただきます。募集要項に以下の記載があります。<br/>北東側約780㎡(使用面積や区画は、㊸に接していれば、市教育員会事務局が認める範囲で変更可能です。)<br/>本事業対象地の境界線は一部想定ラインを含みます。大幅な変更は出来ませんが、780㎡を目安とし、境界線を設定し直すことについては協議可能とします。</p> <p>イメージ図とは異なりますが、㊸との接点、最大面積780㎡の条件を満たしたうえで、市道大鹿4025号線と接するように区画を変更することは可能でしょうか？近隣対策の観点で通所にあたっての市道大鹿4025号線側からの自動車動線確保を検討しています。また、区画変更にともなって市有地残地も売却しやすくなると思われます。</p> | 南側(市道大鹿4025号線)と接することは想定していないため、接しない区画(780㎡以内)でご提案ください。                                      |
| (12) | 二方向避難の観点で質問させていただきます。区画をイメージ図からの大きな変更はない前提とした場合、㊸以外に市有地残地側に入出口を設けられる余地はあるでしょうか？   | 施設の事業計画に基づき協議することとします。  |
| (13) | 近隣対策、安全対策の観点で、区画変更協議余地の程度によって提案内容が大きく変わる可能性があります。二案の提案は可能でしょうか？   | No.(12)の回答を踏まえて、提案は1案としてください。   |
| (14) | 既存関電柱ですが、関西電力と協議を行った上であれば、敷地内において移設させる事は可能でしょうか？  | 伊丹市及び関西電力送配電(株)との協議によります。   |
| (15) | <p>南東側の電柱については、敷地外の道路へ移設する事は可能でしょうか。</p>    | No.(14)の回答をご参照ください。   |

| No.  | 質問事項  | 回答  |
|------|---|---|
| (16) | 敷地北側の既存残置雨水排水設備は使用可能な状態でしょうか？   | 雨水排水設備としては現在も機能していますが、使用可能か否かについては、事業者にてご判断ください。                        |
| (17) | 敷地北側にある水路(敷地内側溝)について、今回の保育園整備において存置する必要がありますでしょうか。<br>また、この側溝は西側敷地(残地)の排水も流れていると思われませんが、側溝の管理は伊丹市様が行っていただけたらと考えればよろしいでしょうか。                                   | 北側雨水排水設備については分筆し、伊丹市で管理します。   |
| (18) | 敷地北側にフェンスを設置する場合、フェンスの位置は側溝の里道側に行えるか、もしくは側溝の敷地側に行わなければいけないか、その点に関する制約はありますか？  | 北側雨水排水設備については分筆し、伊丹市で管理します。敷地北側フェンスの設置(基礎を含む)については、分筆後の事業予定地内に設置してください。 |
| (19) | 上記質問において側溝の里道側にフェンスを立てることが可能な場合、側溝の蓋掛けについての規制はありますか？  | 北側雨水排水設備は事業予定地外となります。   |
| (20) | 北側の側溝部の上部にフェンスを新設したいのですが、現況の北東部のように既存側溝上端部にRCを打設の上、フェンスを設置する事は可能でしょうか。<br> | No.(19)の回答をご参照ください。   |
| (21) | 敷地北側の道(里道)0.91Mにしまして、拡幅の義務は無いと考えてよろしいでしょうか？   | 事業者の計画を基に、伊丹市建築指導課をはじめとする関係部局と協議を行ってください。                               |
| (22) | 里道を今回整備計画で施設へのアクセス経路と考えることは可能でしょうか。   | 事業者の計画を基に、伊丹市建築指導課をはじめとする関係部局と協議を行ってください。                               |
| (23) | 施設の工事において、緑幼稚園跡地の残地部分を工事ヤードとして使用することは可能でしょうか。また工事ヤードとして使用が可能な場合、緑幼稚園跡地残地の南側の道路を工事車両のアクセス経路として考えることは可能でしょうか。   | 事業予定地分筆後、残地は売却予定としているため工事ヤードとしての使用は原則不可とします。                            |
| (24) | 位置図作成の際、旧緑幼稚園のレイアウト(公道からの通園経路、駐車場、駐輪場、園庭位置)を参考にしたいのですが、資料をご提供頂くことはできますか？  | 旧緑幼稚園建設時の設計図面(紙ベース)閲覧は可能です。   |

| No.  | 質問事項  | 回答  |
|------|---|---|
| (25) | 別紙2以外の条例や壁面後退などの規制があるか。   | 事業者の計画を基に、伊丹市建築指導課をはじめとする関係部局と協議を行ってください。         |
| (26) | 上下水・ガスの配管の詳細な位置がわかる図面があるか。                                      | 敷地内の詳細図面はありません。                                   |
| (27) | 看板などの広告物設置の際の規定などあるか。   | 規定はあります。事業者選定後に市と協議することとします。                      |
| (28) | 保育園設置区域以外の残地部分(約2360㎡)について、建築計画の予定等あれば、ご提示いただきたい。               | 売却予定地となっており、建築計画は未定です。                            |
| (29) | 計画敷地の南残置部分の使用用途について、計画があれば教えて下さい。                               | No.(28)の回答をご参照ください。                               |
| (30) | 保育所設置場所横には何か建設されるのでしょうか？  | No.(28)の回答をご参照ください。                               |
| (31) | 工事期間中の賃借料をご教示頂けますでしょうか？   | 工事期間中の賃料は、要項2ページの2.(4)に示す通りです。                    |
| (32) | 敷地外での職員用自転車置き場の確保は可能でしょうか？                                      | 事業者負担にて確保していただくことは可能ですが、近隣対策、安全確保等は充分ご配慮ください。     |
| (33) | 駐車場は何台～何台までなどの規定があるか。   | 規定はありません。なお、審査においては、駐車場の設置状況を含めて事業計画を評価することとなります。 |
| (34) | 駐輪場は何台～何台までなどの規定があるか。   | 規定はありません。なお、審査においては、駐輪場の設置状況を含めて事業計画を評価することとなります。 |
| (35) | 「近隣対策等の観点から敷地内の遊戯場及び駐車・駐輪場の確保について考慮する」とあるが、具体的な内容があればご提示いただきたい。 | 具体的な内容はありますが、子どもの安全確保及び送迎時に近隣へ充分配慮した計画をご提案ください。   |
| (36) | 保育室・ほふく室・乳児室以外で配置が必須となる部屋・設備などがあればご教示ください。                      | 関係法令の他、兵庫県の条例等で定められた基準を満たすようにお願いします。              |
| (37) | 職員数について<br>開園時に定員に満たない園児数だったとしても、定員分の職員を確保する必要はございますでしょうか。      | 開園時までには確保していただくと共に、職員確保に向けた具体的な方法を評価することとなります。    |

| No.  | 質問事項   | 回答   |
|------|--|--|
| (38) | 職員配置基準について0歳及び1歳、2歳それぞれの児童数を、年齢に応じた配置基準で割り、(小数点以下第2位切り捨て)、その年齢別の配置基準を合算し、小数点以下第1位を四捨五入した数に1を加えた数でしょうか。又は四捨五入後は切り捨てでしょうか。 | 小数点以下第1位を四捨五入した数が年齢別配置基準となり、それに年齢別配置基準以外の必置保育士の数を足した数が必要となります。必置保育士は、施設の運営内容により異なりますので、国基準等をご確認ください。   |
| (39) | 保育士職員の定義を教えてください。(国の基準通り一定数の子育て支援員・看護師も保育士として認められますか。)   | 国及び兵庫県の基準に従って配置をお願いしており、一定の要件のもと看護師等の配置も可能です。子育て支援員等については、兵庫県の「保育所・認定こども園における職員配置基準の緩和の特例」の内容をご確認ください。   |
| (40) | 現在募集されている地域の保育ニーズに合わせた年齢などを考慮したクラス編成の指定などは特にございませんか？   | 指定はありませんが、審査においては、クラス編成を含めて事業計画を評価することとなります。<br>なお、市HPに市内待機児童状況を掲載しています。   |
| (41) | 定員は「60名程度」との記載ですが、それを超える人数、例えば70名等で計画することは可能でしょうか？その場合、整備補助金の基準額も計画定員に準じたものになるでしょうか？                                     | 定員60名以外での応募も受け付けますが、第2期伊丹市子ども・子育て支援事業計画では、令和5年4月1日に定員120名(60名×2箇所)を見込んでいます。<br>なお、審査においては、定員・クラス編成を含めて事業計画を評価することとなります。<br>整備補助金は、計画定員に準じたものとなります。 |
| (42) | 企画提案書(事業内容)の記入は、様式13の使用が必須でしょうか？様式に記載の項目を網羅し、記載順を守っていれば、枠、フォント等、様式を変更することは可能でしょうか？                                       | 様式13をご使用ください。フォントサイズを変更することは可能です。  |
| (43) | 参加申込書等の提出期限までに新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令された場合、期日の延長等はされるでしょうか？  | 原則、スケジュール通りに実施予定です。<br>郵送でのご提出は可能ですが、期日必着となりますので、ご注意ください。<br>なお、審査会については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、リモート形式で開催する場合があります。                                  |
| (44) | 提出書類No.5について。保育所のしおりまたはパンフレットは、運営する全施設分の提出が必要でしょうか？  | 全施設分は提出いただかなくても構いません。今回ご提案と同規模で近い内容となるものをご提出ください。  |
| (45) | 提出物について、「5保育所等のしおりまたはパンフレット」は開園予定(令和4年4月開園)の物も提出可能でしょうか。   | すでに一般に配布されているものであれば、提出可能です。  |
| (46) | 提出書類No.7、10、12、15について。写しで提出する資料には、原本証明が必要でしょうか？  | 不要です。  |

| No.  | 質問事項   | 回答   |
|------|--|--|
| (47) | 提出書類No.22について。<br>見積書は、設計費用及び本体工事費のものという理解でよろしいでしょうか？  | ご認識のとおりです。   |
| (48) | 応募書類について<br>・参加申込書(様式1)や誓約書(様式2)など、事業者・代表者名を記載する書類に押印は必要でしょうか？   | 不要です。  |
| (49) | 応募書類について<br>・法人概要(様式3)の「保育施設の運営状況」「その他の経営施設」ですが、枠に記載しきれない場合は、代表する施設のみでよろしいでしょうか。もしくは(別紙などに)全施設必要でしょうか。 | 別紙などにて全施設をご掲載ください。   |
| (50) | ★21,27,28,29については伊丹市内で他の賃借物件により認可保育所を運営している場合に提出必要との理解で宜しいでしょうか？                                       | 伊丹市内の他の保育所の書類は提出不要です。<br>今回、募集する保育所において、市有地(780㎡以内)以外の敷地を借りて駐車場等を設置する場合にご提出ください。   |
| (51) | 提出物について施設長予定者の履歴書内、法人名を記入する欄について質問です。弊社では、当公募の結果で決定しましたら園長予定者の雇用を確定します。この場合の法人名欄の記載を教えてくださいたいです。       | 施設長となった際に在籍する法人名を記載してください。<br>なお、応募書類提出時点で、施設長予定者を決定しておいていただく必要があります。  |
| (52) | 本募集の実施及び計画概要について、近隣住民には市よりご説明をされているのでしょうか？<br>されている場合、主なご意見、ご要望、特に設計に関わる内容を教えてくださいたいとは可能でしょうか？         | 市より説明をしていますので、事前の近隣説明は不要です。事業者として選定された後、事業者より改めて丁寧なご説明をお願いします。<br>また、当該自治会関係者へも事業者決定後に丁寧なご説明をお願いします。<br><br>騒音・振動対策、路上駐車防止対策、土日を除いた工事等の要望があります。事業者決定後、詳細は改めて説明します。 |
| (53) | 様式3の法人概要について、直近預金残高の基準日については提出日から1ヶ月以内等指定はありますでしょうか？   | 指定はありませんが、提出日から概ね1ヶ月以内を目安としてください。  |

| No.  | 質問事項  | 回答  |
|------|---|---|
| (54) | 3月下旬に予定されている審査(ヒアリング)の中にプレゼンテーション審査はございますか。           | 募集要項「Ⅱ. 応募手続 3.. 企画提案(プレゼンテーション)審査方法」に沿って、審査をします。<br>プレゼンテーション20分、ヒアリング10分程度の予定ですが、時間は変更する場合があります。<br>なお、審査会については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、リモート形式で開催する場合があります。  |
| (55) | 提出日(3/15)までに提出書類の内容を担当者に確認していただくことは可能でしょうか。           | 事前の確認はしていません。   |
| (56) | 保育園整備業者の決定に際し、選定方法に規定はございますでしょうか。                     | 一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠するようお願いします。<br><伊丹市入札に関する基準・要綱等><br><a href="https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/KEYYAKU/KEYYAKU/1383208485372.html">https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/KEYYAKU/KEYYAKU/1383208485372.html</a>   |
| (57) | 施設整備補助金の内容を教えてください。                                   | 市HP記載内容以外の内容については、事業者選定後のご案内となります。<br>なお、厚生労働省「保育所等整備交付金交付要綱」に基づき補助金を交付します。<br>( <a href="https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KODOMO/HOIKU/bosyuu/26987.html">https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KODOMO/HOIKU/bosyuu/26987.html</a> )。 |
| (58) | 保育園開園時間について、市役所側の希望開園時間はございますか。                       | 指定はありませんが、市内施設の多くは、保育標準時間を7時～18時、延長保育時間を18時～19時に設定しています。<br>なお、審査においては、開園時間を含めて事業内容を評価することとなります。  |
| (59) | 延長保育を1時間以上(例えば21時まで)を実施したい時、保護者の方に費用負担をしていただき実施できますか？ | 実施可能です。   |
| (60) | 基本開所時間を7:30～18:30とし、18:30以降を延長保育時間とする運営は不可でしょうか？      | 可能です。なお、審査においては、開園時間を含めて事業内容を評価することとなります。   |

| No.  | 質問事項  | 回答   |
|------|---|--|
| (61) | 開所時間内で学童保育を保育所内で実施可能でしょうか？  | 専用スペースを設けたうえで、児童クラブ(学童保育)事業を実施することは可能ですが、関係部局と事前に協議が必要となります。 |
| (62) | 一時保育の受け入れは実施可能でしょうか？  | 実施可能です。  |
| (63) | 開所日以外の日祝や年末年始を運営したい場合、届出を提出すれば実施可能でしょうか？  | 実施可能です。  |
| (64) | 保育所で自主事業を実施可能でしょうか？実施可能な場合園の特色としてチアリーディングや体操教室などを考えていますが、実施不可のものはありますか？<br>費用は別途徴収予定です。 | 子どもの教育・保育環境に配慮いただいたうえで、実施可能です。                               |